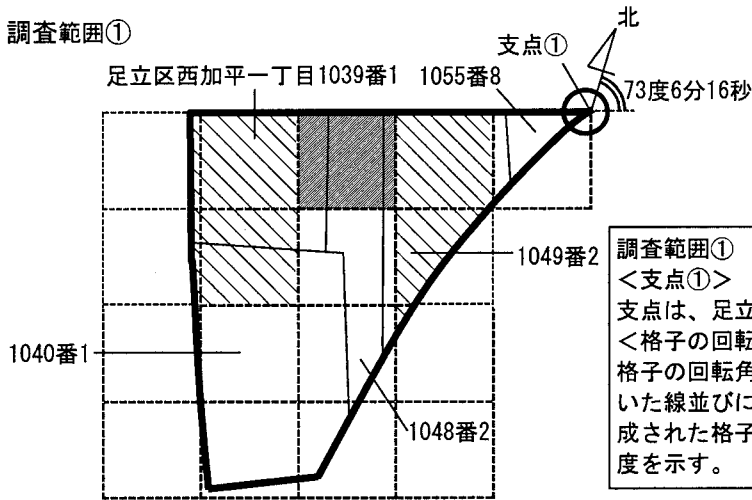


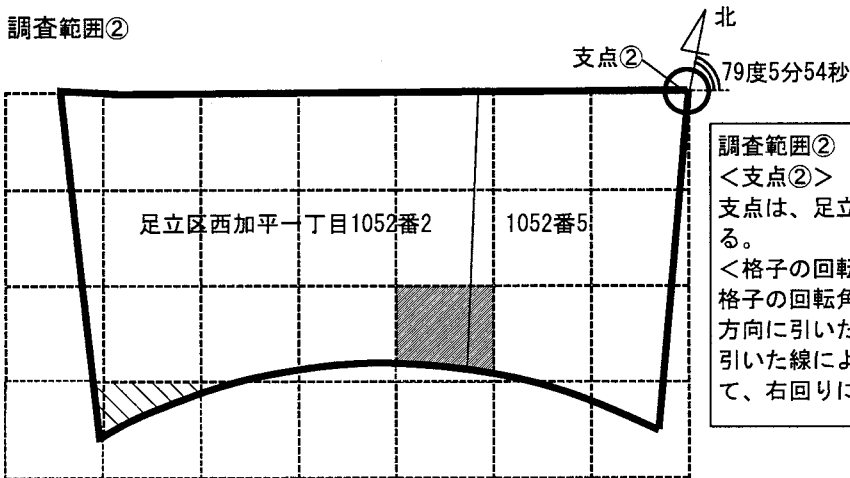
別図

調査範囲①



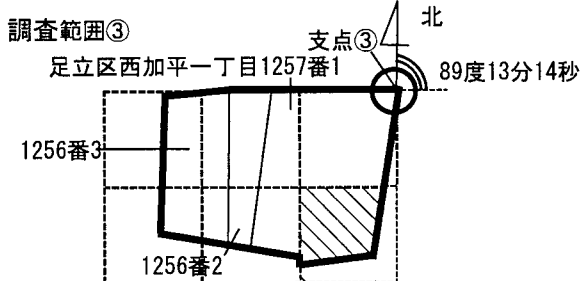
調査範囲①  
 <支点①>  
 支点は、足立区西加平一丁目1055番8の最北端とする。  
 <格子の回転角度> 73度6分16秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

調査範囲②



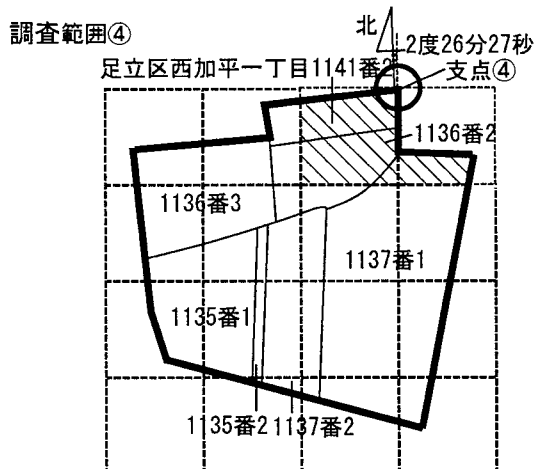
調査範囲②  
 <支点②>  
 支点は、足立区西加平一丁目1052番5の最北端とする。  
 <格子の回転角度> 79度5分54秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

調査範囲③



調査範囲③  
 <支点③>  
 支点は、足立区西加平一丁目1257番1の最北端とする。  
 <格子の回転角度> 89度13分14秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

調査範囲④



調査範囲④  
 <支点④>  
 支点は、足立区西加平一丁目1141番2の最北端とする。  
 <格子の回転角度> 2度26分27秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 調査範囲
- 指定を解除する区域
- 形質変更所要届出区域

●東京都告示第四百八十一号

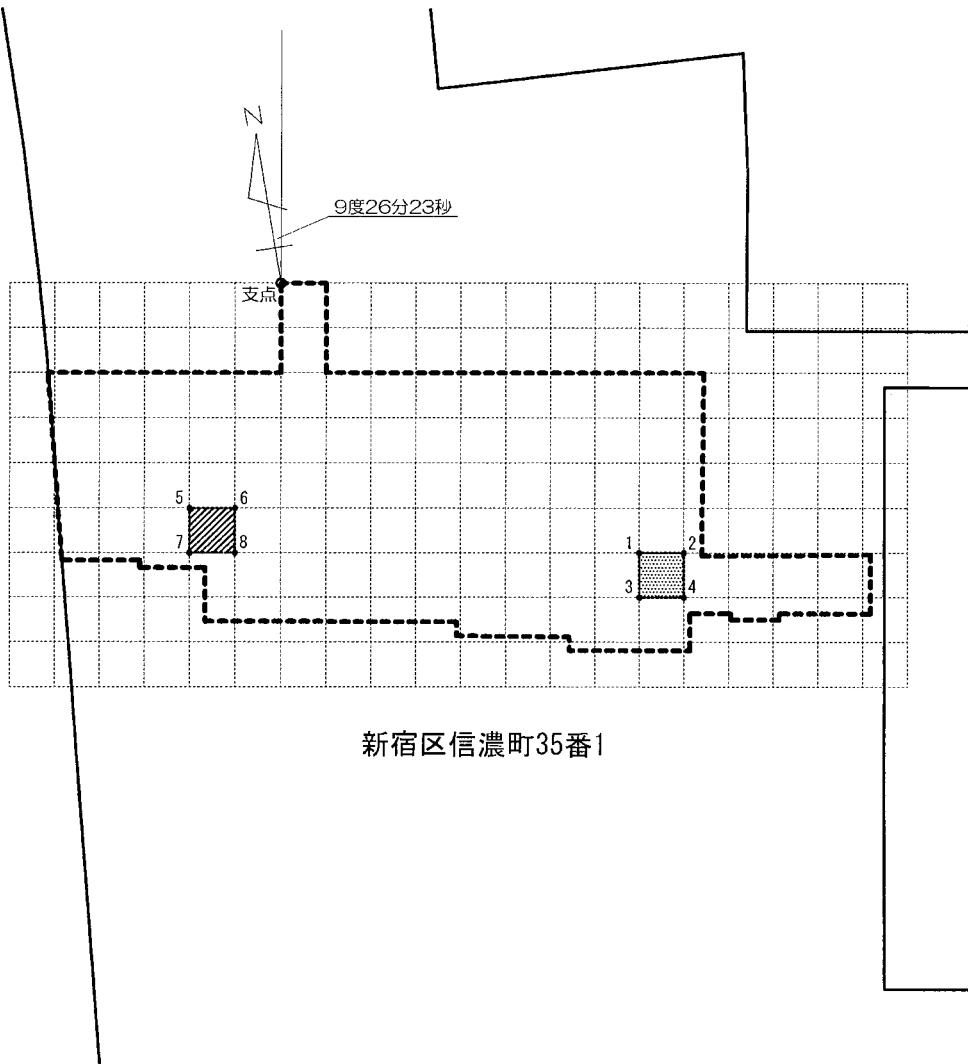
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百八  
七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同  
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、  
次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区信濃町地  
内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- : 筆境界
- ..... : 単位区画
- ▭ : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定を解除する区域)
- ▩ : 形質変更時要届出区域  
(平成28年東京都告示第296号  
により指定した区域)

【支点】  
支点は、調査対象地の最北端とする。

【格子の回転角度 9度26分23秒】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向並びに南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
支 点	-35218.075	-10461.759
1	-35290.383	-10392.683
2	-35292.023	-10382.819
3	-35300.248	-10394.323
4	-35301.888	-10384.459
5	-35264.118	-10489.689
6	-35265.758	-10479.824
7	-35275.622	-10481.464
8	-35273.982	-10491.329

【備考】  
上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第四百八十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 ニー「ビス(四フルオロフェニル)メチル」スルフィニルアセトアミド(通称名 Bisfluoromodafinil)及びその塩類
- (二) 化学名 ニー(四フルオロフェニル)ー三ーメチルモルフォリン(通称名四FFPM)及びその塩類
- (三) 植物名 Mitragyna speciosa及びその近縁植物(通称名Kratom)(ただし、Mitragynine又は7aHydroxy7Hmitragynineを含有するものに限る。)
- (四) 化学名 (E)ーメチルー二ー(二S・三S・十bS)ー三ーエチルー八ーメトキシー・二・三・四・六・七・十二・十二bーオクタヒドロインドロ「二・三a」キノリジンー二ーイルー三ーメトキシアクリラート(通称名Mitragynine)及びその塩類
- (五) 化学名 (E)ーメチルー二ー(二S・三S・七

(六) 化学名 Nー(ニフェニルプロパンー二ーイル)ー一ー「(テトラヒドロー二Hーピランー四ーイル)メチル」ー一Hーインダゾルー三ーカルボキサミド(通称名CUMYLTHPINACA)及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第二十八号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十八年三月十九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第四百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十八年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 保安林の所在場所

- 三宅村阿古二四六八番(次の図に示す部分に限る。)、二四四九番、二四五一番、二四五二番、二四五三番一、二四五五番、二四六〇番、二四六一番、二四六五番から二四六七番まで、二四六九番、二四七二番、二五一〇番、二五一一番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第四百八十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整



告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十一号

東京都立図書館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

平成二十八年三月十八日

東京都教育委員会

- 一 期日 平成二十八年四月十七日、同年五月二十日及び同年六月十四日から同月二十三日まで
- 二 理由 設備等の保守点検及び図書資料の特別整理のため

●東京都教育委員会告示第十二号

東京都立図書館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十二条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十八年三月十八日

東京都教育委員会

- 一 期日 平成二十八年四月十七日、同年五月十五日及び同年六月十九日
- 二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第十三号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号)第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。

平成二十八年三月十八日

東京都教育委員会

- (一) 施設名 ホール
- (二) 期日 平成二十八年五月十日、同月十一日、同月十六日、同年六月六日、同月七日及び同月十三日
- (三) 理由 舞台設備等の保守点検のため
- (一) 施設名 鑑賞室
- (二) 期日 平成二十八年五月十一日
- (三) 理由 音響設備の保守点検のため
- (一) 施設名 ことばと音の広場
- (二) 期日 平成二十八年五月十六日、同年六月七日及び同月十三日
- (三) 理由 舞台設備等の保守点検のため

規 程 (選)

●東京都選挙管理委員会規程第一号

政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

東京都選挙管理委員会

政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年東京都選挙管理委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式(表)及び第六号様式中「60円」を「3円」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会規程第二号

公職選挙法及び地方自治法が準用する行政不服審査法に基づく写し等の交付に関する規程について次のように定める。

平成二十八年三月十八日

東京都選挙管理委員会

公職選挙法及び地方自治法が準用する行政不服審査法に基づく写し等の交付に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百六条及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十八条が準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面(以下「写し等」という。)(の交付について必要な事項を定めるものとする。(写し等の交付の請求)

第二条 公職選挙法第二百六条及び地方自治法第二百五十八条が準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定により写し等の交付を請求するときは、別記第一号様式(以下「交付請求書」という。)(によるものとする。

2 東京都選挙管理委員会(以下「委員会」という。)(は、

交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、その補正を求めるものとする。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するものとする。

(交付通知)

第三条 委員会は、写し等を交付するときは、請求者に対し、その旨並びに交付する日時及び場所を書面（別記第二号様式）により通知（以下「交付通知」という。）をするものとする。

2 委員会は、写し等の交付を請求されたときは、遅滞なく交付通知をするものとする。

3 委員会は、やむを得ない理由により、速やかに交付通知をすることができないときは、請求があった日から六十日以内に交付通知をするよう努めるものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(写し等の交付)

第四条 写し等の交付を受けるときに提出する交付申込書は、別記第三号様式のとおりとする。

2 委員会は、写し等を交付するときは、東京都選挙管理委員会関係手数料条例（平成二十年東京都条例第百三十五号）別表に規定する手数料額を受領するものとする。

(委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、写し等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記  
第1号様式（第2条関係）

写し等の交付請求書  
年 月 日

東京都選挙管理委員会 殿

交付請求者  
ふりがな  
氏 名  
郵便番号  
住 所  
電 話

連絡先  
ふりがな  
氏 名  
電 話

公職選挙法第216条及び地方自治法第258条が準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり写し等の交付を請求します。

1 交付請求に係る写し等の件名 又は内容	
2 写し等の交付を請求する者の区分（該当するものを○で囲んでください。）	(1) 審査請求人 (2) 参加人
3 備考 （記載しないでください。）	受付年月日 年 月 日 受付課

第2号様式 (第3条関係)

第 年 月 日 号

交 付 通 知 書

様

東京都選挙管理委員会 印

年 月 日 付けの交付請求について、公職選挙法及び地方自治法が準用する行政不服審査法に基づく写し等の交付に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり写し等を交付しますので通知します。

1 交付する写し等の件名			
2 写し等を交付する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場所		
3 事務担当課	東京都選挙管理委員会事務局 内線 課		
4 備考			

注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。  
なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。

(日本工業規格A列4番)

第3号様式 (第4条関係)

<p>写し等の交付申込書</p> <p>氏名及び住所</p> <p>年 月 日 付 第 号</p> <p>で通知があった写し等の交付を次のとおり申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%;">写し等の件名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>東京都選挙管理委員会 殿</p> <p>主管部課(所)名</p> <p>(窓口控)</p>	写し等の件名	金額		円	納付額計	円	<p>領 収 書</p> <p>氏名及び住所</p> <p>年 月 日 付 第 号</p> <p>による写し等の交付に係る手数料として、次の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%;">写し等の件名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>職氏名</p> <p>主管部課(所)名</p> <p>(請求者交付用)</p>	写し等の件名	金額		円	納付額計	円	<p>領 収 書 控</p> <p>氏名及び住所</p> <p>年 月 日 付 第 号</p> <p>による写し等の交付に係る手数料として、次の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%;">写し等の件名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>職氏名</p> <p>主管部課(所)名</p> <p>(金銭出納員控)</p>	写し等の件名	金額		円	納付額計	円
写し等の件名	金額																			
	円																			
納付額計	円																			
写し等の件名	金額																			
	円																			
納付額計	円																			
写し等の件名	金額																			
	円																			
納付額計	円																			

(日本工業規格A列4番)

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号

東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

東京都選挙管理委員会

目次中「第一節 農業委員会委員選挙」を「第一節 前除」に改める。

第十一条中「時刻も」を「時刻を」に改める。

第十六条第一項第三号中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に、「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。

第四十四条第二項中「第八条（録音及び録画の方法等）第六項」を「第八条（録音及び録画の方法等）第七項」に改める。

第九十四条第四号中「指示」を「支持」に改める。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第九十六条 削除

別記第二十一号様式から第二十四号様式までの規定中

「東京都選挙管理委員会委員長あて」を

「東京都選挙管理委員会委員長宛 〇〇〇〇〇」に改める。

区市町村選挙管理委員会委員長宛

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示(公)

●東京都公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月18日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成28年6月25日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成28年7月16日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務（以下「施設警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）

4 検定予定人員

30名

5 受検対象者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成28年5月11日（水曜日）及び同月12日（木曜日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成28年5月18日（水曜日）から同月20日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。



<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第107号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年3月18日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p>	<p>3 検定の実施種別</p> <p>規則第1条第3号の警備業務(雑踏警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年5月9日(月曜日)及び同月10日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年5月18日(水曜日)から同月20日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p>
--	--	--

<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地进行住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 13000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第108号</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年3月18日 東京都公安委員会</p>	<p>委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年5月12日 (木曜日) から同月20日 (金曜日) までの7日間 (日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第1号で定める警備業務 (事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、</p>	<p>当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年4月13日 (水曜日) 及び同月14日 (木曜日) の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先す</p>
--	---	--

<p>る。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年4月20日(水曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ウ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合</p>	<p>格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6(3)ア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面各一通</p> <p>(イ) 前6(3)アに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(ウ) 前6(3)イに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6(3)ア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p>	<p>平成28年4月25日(月曜日)及び同月26日(火曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第109号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年3月18日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年6月1日(水曜日)から同月8日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p>
--	---	--

<p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規</p>		<p>則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年5月6日（金曜日）及び同月9日（月曜日）の2日間（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備営業所に属する者</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年5月16日（月曜</p>		<p>日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務</p>
---	--	---	--	---

従事証明書に代えて提出すること。

(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を陳明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

ウ 前6(3)ア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを陳明する次の書面各一通

(ア) 前6(3)アに該当する者は、居住地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面

(イ) 前6(3)イに該当する者は、現に属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書

ただし、前6(3)ア及びイに該当する者は、いずれかの陳明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

平成28年5月18日(水曜日)及び同月19日(木曜日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

38,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(5818)6070

(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03(3581)4321 内線30312

告 示 (交)

●交通局長の告示第一号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成二十八年三月十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

一 記念乗車券の名称

(一) 都営地下鉄「春」のワンデーパス

(二) 都営地下鉄「夏」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

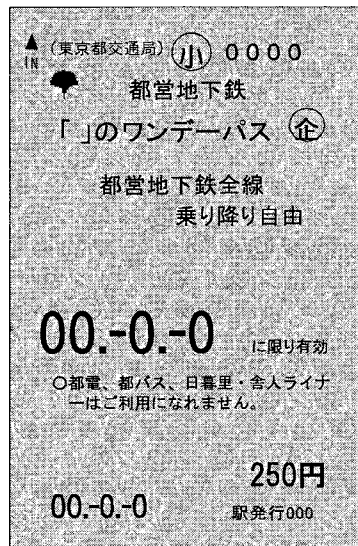
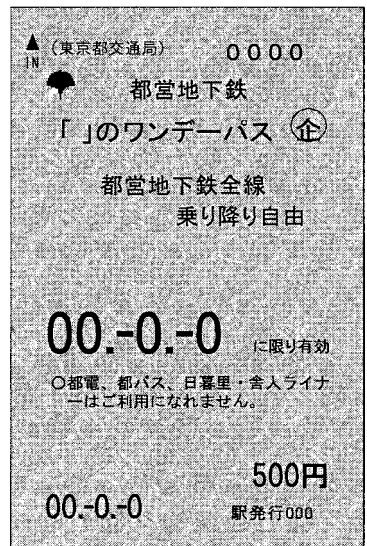
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、

小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用

(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

(一) 都営地下鉄「春」のワンデーパス

平成二十八年三月十九日から同年五月八日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

(二) 都営地下鉄「夏」のワンデーパス

平成二十八年七月十六日から同年八月二十八日までの東京都の休日に関する条例に定める休日並びに同月十二日及び十五日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車する

ことができる。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百四十八条第三項において準用する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 氏名 稲垣 勝正

二 住所 品川区中延二丁目三番四号

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)港区芝浦一丁目計画について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役社長 藤林 清隆

中央区銀座六丁目十七番一号

二 対象事業の名称

(仮称)港区芝浦一丁目計画

三 工事着手の年月日

平成二十五年七月一日

四 工事完了の年月日

平成二十八年一月二十九日

五 届出日

平成二十八年二月二十九日

争議行為の予告について

東京モノレール労働組合執行委員長菅井保から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月二日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月十九日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

東京モノレール株式会社の各職場において、全体的あるいは部分的に、また、連続的あるいは断続的に、列車の運行停止をはじめあらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独または併用して実施する。(以上原文のまま掲載)

別表

東京モノレール株式会社

本社 港区浜松町二丁目四番十二号

浜松町駅 同 右

天王洲アイランド 品川区東品川二丁目三番八号

大井競馬場前駅 同 区勝島二丁目二番三十五号

流通センター駅 大田区平和島六丁目一番二号

昭和島駅 同 区昭和島二丁目二番一号

整備場駅 同 区羽田空港一丁目七番四号

天空橋駅 同 区羽田空港一丁目一番二号

羽田空港国際線ビル 同 区羽田空港二丁目六番五号

新整備場駅 同 区羽田空港三丁目五番一号

羽田空港第一ビル駅 同 区羽田空港三丁目三番二号

羽田空港第二ビル駅 同 区羽田空港三丁目四番二号

車両区 同 区昭和島二丁目二番一号

乗務区 同 右

施設区 同 右

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月十一日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十

八号) 第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

労働条件改善、賃金と雇用の確保等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月二十二日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表

八王子保健生活協同組合

城山病院 八王子市元八王子町三丁目二千八百七十二番地一

はちせい健友クリニック 同 市叶谷町八百九十番地五

城山訪問看護ステーション 同 市元八王子町二丁目千六百二十二番地一

城山みなみ訪問看護ステーション 同 市高尾町千六百十番地

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称

調布都市計画道路事業三・四・十七号狛江仙川線及び三鷹都市計画道路事業三・四・十一号北野仙川線

町田市金井一丁目、金井町字六号、薬師台二丁目並びに野津田町字薬師前、字暖沢前、字袋ノ上及び字田中前地内

町田市金井一丁目、平成二十八年二月 南多摩建設事務所

師台二丁目並びに野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

野津田町字薬師前、東地方整備局告示第三十三号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

足立区神明二丁目、六木四丁目及び六木三丁目地内

平成二十八年二月 第六建設事務所

荒川区荒川一丁目及び南千住一丁目

平成二十八年二月 第六建設事務所

環状第四号線 地内

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

関東地方整備局告示第四十号

東京都指定排水設備工事事業者の變更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 事業所の所在地を變更した事業者

受理年  
月日  
指定番号  
商号又は  
名称  
新事業所  
所在地  
旧事業所  
所在地

平成二  
十七年  
十一月  
四日  
四三一九  
有限会社  
江戸川設  
備  
井四丁目三  
十番六号  
瑞江五丁目  
十一番十号  
エストラ  
ンゼ三〇一  
号室

同月二  
十七日  
四五六九  
有限会社  
守屋設備  
設計企画  
町田市小野  
路町八十四  
番地五  
町田市忠生  
四丁目五番  
地十四

二 代表者を変更した事業者

受理年  
月日  
指定番号  
商号又は  
名称  
新代表者名  
旧代表者名  
平成二  
十七年  
十一月  
二十五  
日  
四九八三  
有限会社  
北栄  
佐野 正人  
佐野 大

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 指定した事業者

指定番号  
商号又は  
名称  
代表者  
事業所所在地

五二九九  
福田設備  
福田 正秀  
小金井市中町三丁目  
二十四番十二号

五三〇〇  
有限会社  
佐々木工  
業  
佐々木明大  
小金井市貫井南町五  
丁目二十一番二十二  
号

五三〇一  
前澤工業  
前澤 政和  
江戸川区南葛西四丁  
目十三番二十三号

五三〇二  
株式会社  
綿貫 篤  
西東京市ひばりが丘  
北四丁目六番二十号

五三〇三  
アップラ  
原 由美  
立川市一番町六丁目  
二十四番地の四十二  
号

五三〇四  
イズ東京  
営業所  
立川市一番町六丁目  
二十四番地の四十二  
号

二 指定年月日  
平成二十七年十二月十七日

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
郵便番号  
163-8001  
定価  
本号 九〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)  
印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号  
113-0001

